

若松台小学校に係る学校規模の適正化・適正配置(案)

資料 3

I 学校規模の適正化や適正配置の目的について

子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図る

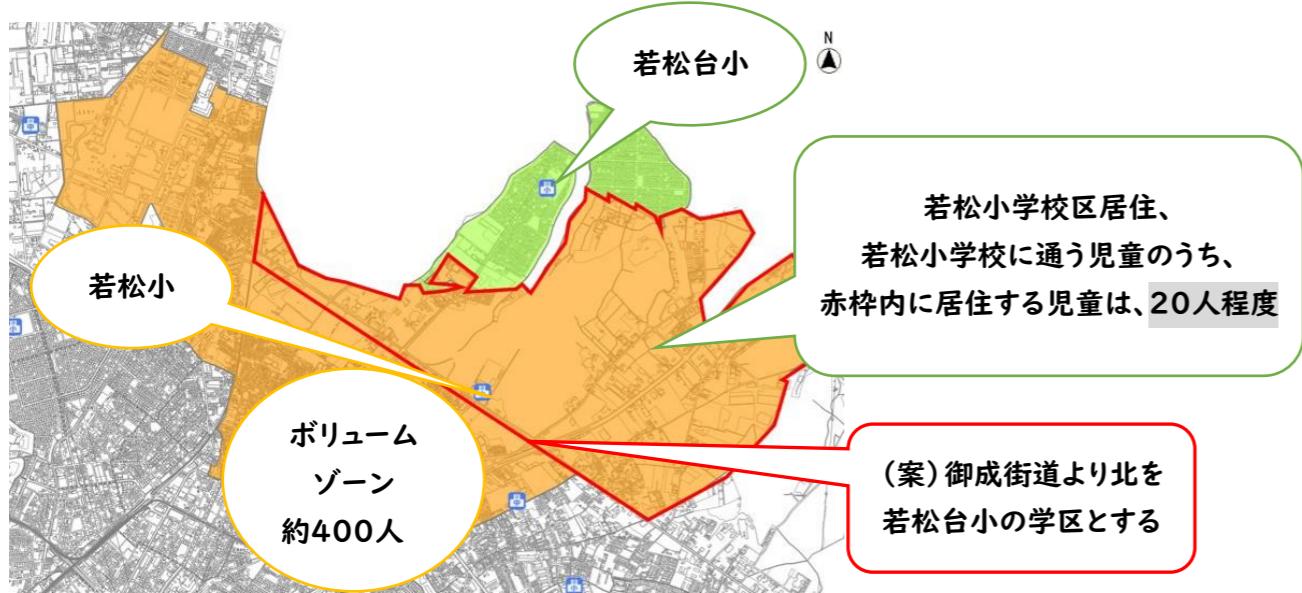
2 学校規模の適正化

(1) 留意点

留意点	着眼点	確認内容
学校規模	○学級数	・学級数・学校規模の改善はあるか ・複式学級が解消できるか ・1学級あたりの児童数は適切か
	○児童数	

(2) 若松台小学校の学校規模を改善する手段の検討

手段①: 通学区域の再編により学校規模を適正化する



【事務局より】

- 通学区域を再編しても、若松台小学校の学校規模の適正化には繋がらない
- 通学区域を再編することについて、対象となった地域の承認を得ることは困難
- 通学区域再編の取組みを進めた場合、保護者説明会や地元説明会等における周知が想定される
→この場合、これまでと同じ取組みを進めていく事となり、時間を要し、その分取組みが遅れてしまう
- 赤枠内を若松台小への学区外承認地域とすることも考えられる
→たとえ学区外承認地域となったとしても、どのくらいの児童が若松台小に通学するかについては予測がつかず、学校規模の改善にはつながらない

手段②: 隣接する若松小との統合により学校規模を適正化する

若松台小学校

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
児童数	91 (6)	78 (6)	74 (6)	70 (6)	61 (6)	55 (5)	42 (5)
6年生	22 (1)	13 (1)	14 (1)	12 (1)	15 (1)	15 (1)	9 (1)
5年生	13 (1)	14 (1)	12 (1)	15 (1)	15 (1)	9 (1)	9 (1)
4年生	14 (1)	12 (1)	15 (1)	15 (1)	9 (1)	9 (1)	10 (1)
3年生	12 (1)	15 (1)	15 (1)	9 (1)	9 (1)	10 (0.5)	3 (0.5)
2年生	15 (1)	15 (1)	9 (1)	9 (1)	10 (1)	3 (0.5)	9 (0.5)
1年生	15 (1)	9 (1)	9 (1)	10 (1)	3 (1)	9 (1)	2 (1)



※特別支援学級は除く

若松小学校

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
児童数	566 (18)	576 (19)	555 (19)	541 (19)	564 (19)	563 (19)	549 (19)
6年生	96 (3)	100 (3)	103 (3)	81 (3)	94 (3)	92 (3)	106 (4)
5年生	100 (3)	103 (3)	81 (3)	94 (3)	92 (3)	106 (4)	79 (3)
4年生	103 (3)	81 (3)	94 (3)	92 (3)	106 (4)	79 (3)	89 (3)
3年生	81 (3)	94 (3)	92 (3)	106 (4)	79 (3)	89 (3)	104 (3)
2年生	94 (3)	92 (3)	106 (4)	79 (3)	89 (3)	104 (3)	93 (3)
1年生	92 (3)	106 (4)	79 (3)	89 (3)	104 (3)	93 (3)	78 (3)



※特別支援学級は除く

若松台小学校 + 若松小学校

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
児童数	657 (23)	654 (23)	629 (22)	611 (21)	625 (22)	618 (21)	591 (20)
6年生	118 (4)	113 (4)	117 (4)	93 (3)	109 (4)	107 (4)	115 (4)
5年生	113 (4)	117 (4)	93 (3)	109 (4)	107 (4)	115 (4)	88 (3)
4年生	117 (4)	93 (3)	109 (4)	107 (4)	115 (4)	88 (3)	99 (3)
3年生	93 (3)	109 (4)	107 (4)	115 (4)	88 (3)	99 (3)	107 (4)
2年生	109 (4)	107 (4)	115 (4)	88 (3)	99 (3)	107 (4)	102 (3)
1年生	107 (4)	115 (4)	88 (3)	99 (3)	107 (4)	102 (3)	80 (3)



※特別支援学級は除く

【事務局より】

- 仮に令和7年度に統合した場合、全校児童数657人。23学級+特別支援学級3学級となる
- 学校規模が改善される(小規模校→適正規模校)
- 各学年、複数の学級となる
- 推計上の複式学級が解消される

(3) 手段の比較

NO	内容	手段①通学区域の再編	手段②若松小との統合
1	学級数(学校規模)	改善しない(小規模校優先度I) 複式学級の解消は困難	各学年、複数の学級が生まれる (適正規模校) 複式学級は解消
2	児童数 (1学級当たり)	最大で4名程度改善の可能性有 (令和8年度以降の新入生)	どの学年も1学級30名程度

(4) 若松台小学校における学校規模の適正化(案)

学校規模の適正化の手段として、手段②

若松台小学校と若松小学校の統合を提案します。

参考 若松台小学校と小倉小学校の統合は次の理由により困難

- ・通学区域が若松小をまたぐ
- ・小倉小学校が大規模校(R7 全校児童数759人 25学級)であり、統合校が適正規模校とならない

3 適正配置

(1) 留意点

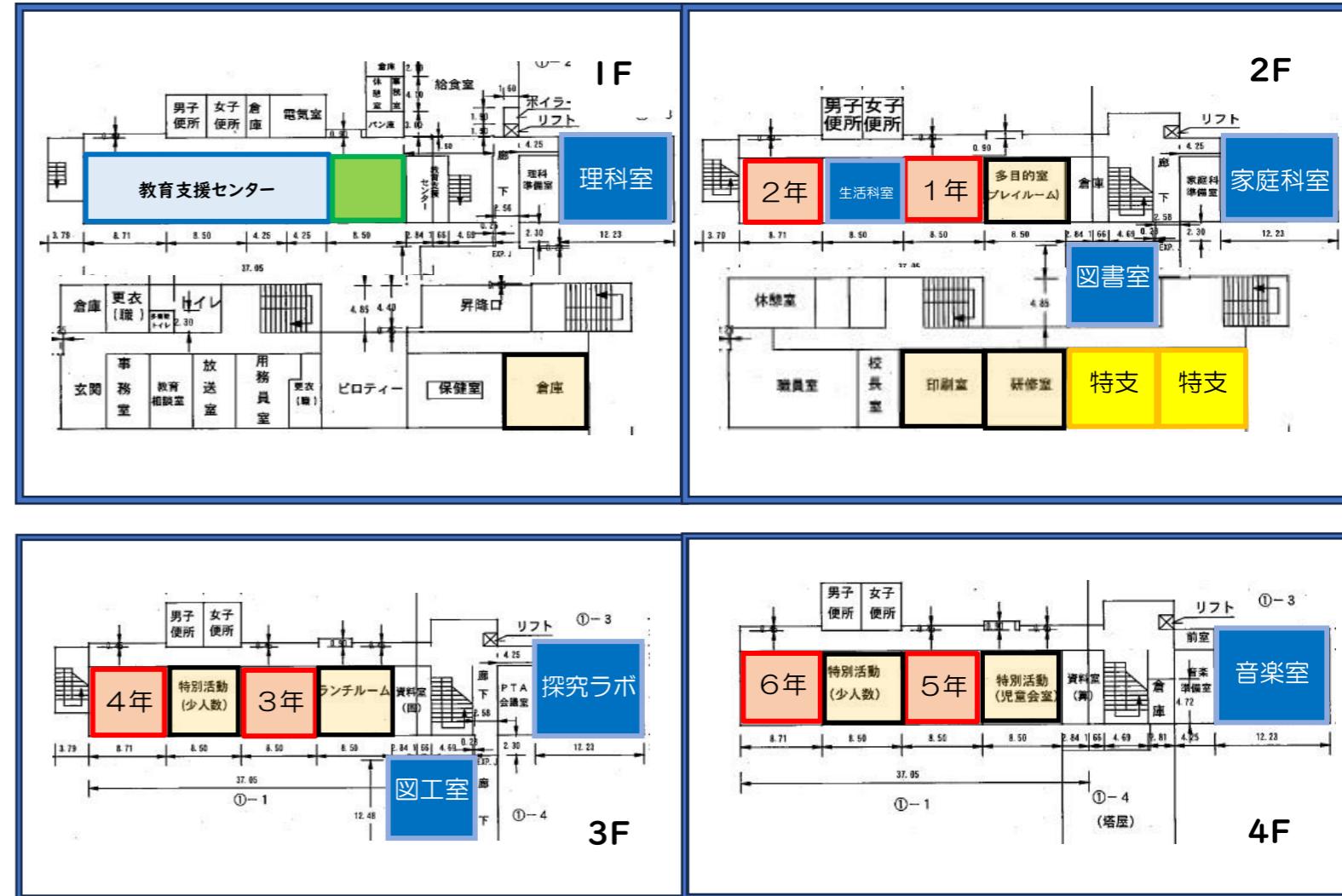
留意点	着眼点	確認内容
統合相手	○地域・地域組織との整合性	・同じ中学校区であるか 地域を分断しないか ・青少年育成委員会等、関係団体への影響はないか
統合場所	○教室数の確保 ○改修の要否 ○教育環境の確保	・教室不足は発生しないか ・円滑な教育活動の展開に十分な施設が備わっているか ・運動場等の広さは十分か
統合の時期	○交流期間の確保 ○施設、設備の整備期間	・交流期間として1年程度(目安)を確保できるか ・円滑な教育活動の展開に十分な施設や設備等が必要な時期までに整備できるか
通学における安全面・負担面	○安全性の確保 ○通学負担	・安全施設等の整備はされているか(歩道・信号機等) ・通学負担は適切か(距離・通学時間)
以下、若松台小特有の留意点		
教育支援センター(ライトポート)	○ライトポートを利用中、もしくは今後の利用が想定される児童・生徒等への影響 ○(移転をする場合)スケジュール・移転先、周知・説明(児童・生徒・保護者・設置校・関係校等)等、諸課題の検討	
四街道市との兼ね合い	○四街道市めいわから若松台小に通学している児童への影響 ○千葉市から四街道市の小学校への区域外就学についての協議要否の検討 ○同、中学校についての取扱いの検討	

(2) 統合場所の検討

検討① 若松台小の場所で統合する

通常学級及び特別支援学級として使用できる教室数21教室

令和7年度 若松台小学校 校舎配置図



【事務局より】

○通常学級及び特別支援学級として使用できる教室数 21教室(うち3教室は教育支援センター、1教室はアフタースクールで使用中)

○令和8年度に統合…通常学級23教室 特別支援学級 3 教室を想定した場合、必要教室数は26教室

○令和13年度に統合…通常学級20教室 特別支援学級 3 教室を想定した場合、必要教室数は 23 教室

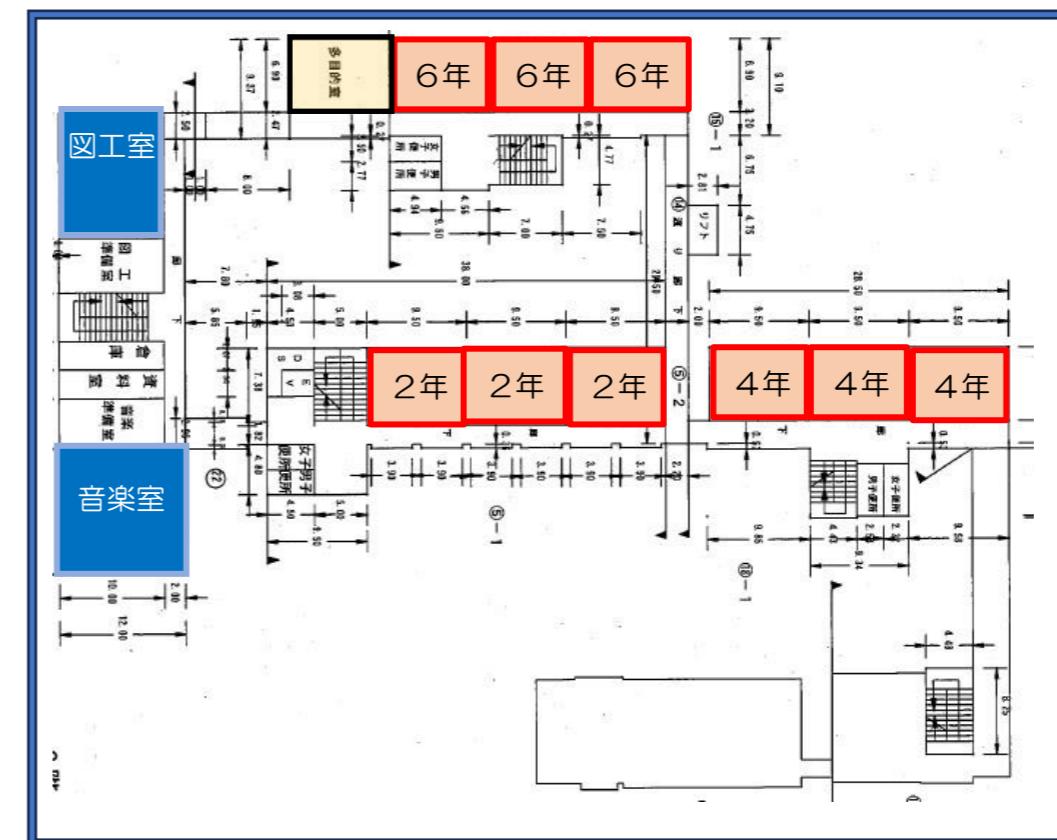
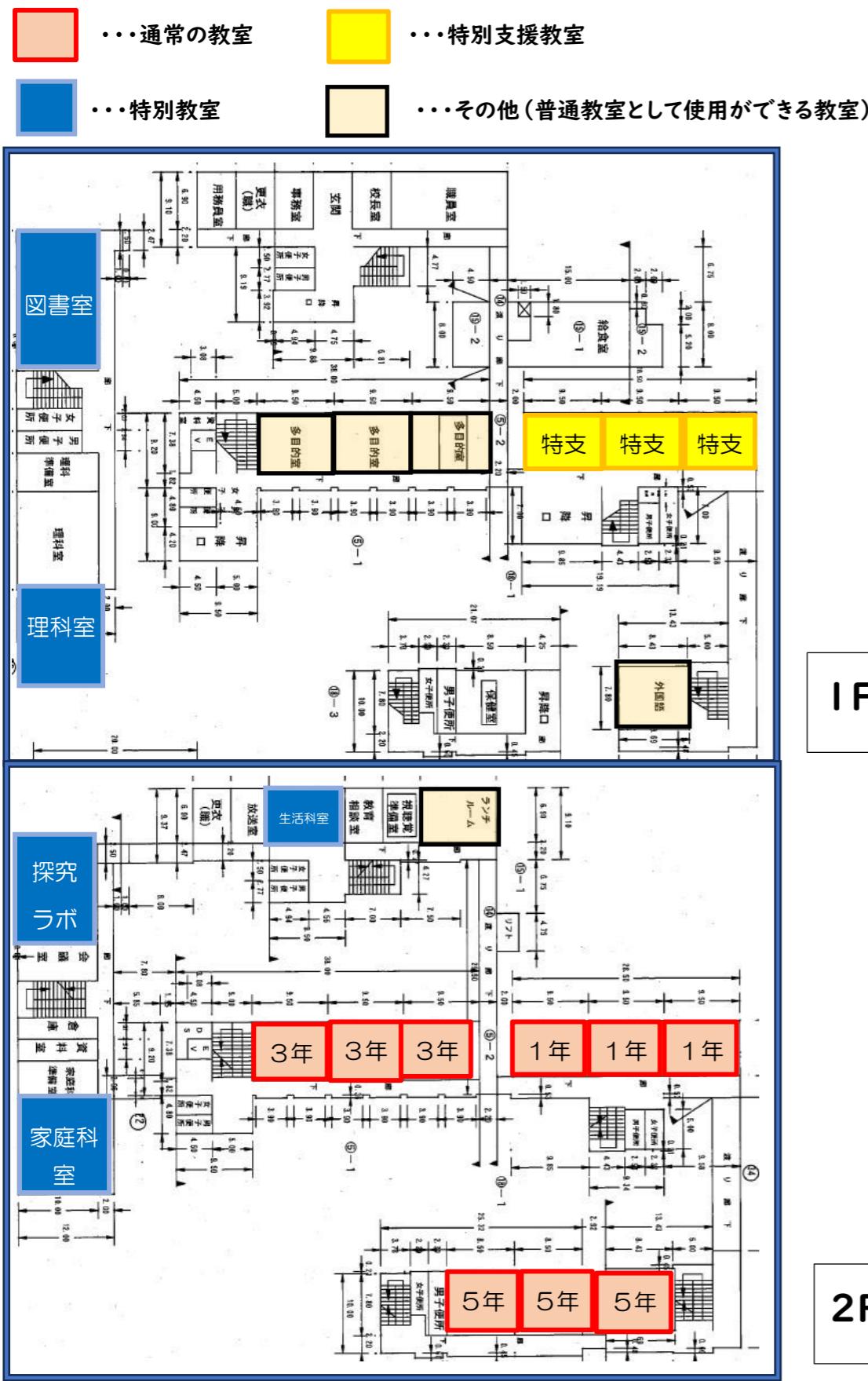
★若松台小学校で統合した場合、

令和 8 年度～令和 13 年度、どの年度においても教室不足が発生する見込み

検討② 若松小の場所で統合する

通常学級及び特別支援学級として使用できる教室数
27教室

令和7年度 若松小学校 校舎配置図



3F

【事務局より】

- 通常学級及び特別支援学級として使用できる教室数 27教室
 - 令和8年度に統合…通常学級23教室 特別支援学級 3教室を想定した場合、必要教室数は26教室
 - 令和9年度に統合…通常学級22教室 特別支援学級 3教室を想定した場合、必要教室数は25教室
- ☆若松小学校で統合した場合、

令和8年度～令和13年度、どの年度においても教室不足は発生しない見込み

※ただし、教育支援センター（ライトポート）を含めた若松小学校への移転については、保有教室数から困難

(3)適正配置(案)

若松台小学校と若松小学校の統合を

令和9年4月に若松小学校の場所で行うことの提案します。

☆令和9年4月に統合校を開校することについて

【事務局より】

～子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図るために～

- 今後も児童数が減少していくことを考えると、適正配置の留意点を踏まえつつ、早急な取組が必要
- 令和8年度は、児童の交流及び諸整備期間とし、令和9年4月に若松小の場所において統合校を開校することを提案する